

令和 6 年第 2 回臨時会

河 津 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 10月 24日 開 会

令和 6 年 10月 24日 閉 会

河 津 町 議 会

令和 6 年河津町議会第 2 回臨時会会議録目次

第 1 号（10月24日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第 66 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 67 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 68 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉会の宣告	15
○署名議員	17
○議案等審議結果一覧	19

第 1 日

10月24日（木曜日）

令和6年河津町議会第2回臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年10月24日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第7号））

日程第 4 議案第66号 河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第67号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 6 議案第68号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第8号）

出席議員（9名）

1番 正 木 誠 司 君

2番 北 島 正 男 君

3番 大 川 良 樹 君

4番 桑 原 猛 君

5番 渡 邊 昌 昭 君

6番 遠 藤 嘉 規 君

7番 上 村 和 正 君

8番 渡 邊 弘 君

9番 稲 葉 静 君

欠席議員（1名）

10番 宮 崎 啓 次 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 岸 重 宏 君

副 町 長 木 村 吉 弘 君

教 育 長 鈴 木 弘 光 君

総 務 課 長 川 尻 一 仁 君

企画調整課長 島 崎 和 広 君

町民生活課長 鈴 木 亜 弥 君

健康増進課長 土 屋 典 子 君

福祉介護課長 中 村 邦 彦 君

産業振興課長 稲 葉 吉 一 君

建 設 課 長 白 井 理 治 君

防 災 課 長	村 串 信 二 君	水道温泉課長	友 田 佳 伸 君
教 育 委 員 会 長	土 屋 勉 君	会 計 管 理 者 長	渡 辺 音 哉 君
事 務 局 長		兼 会 計 室 長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 本 博 雄	書 記	土 屋 翔
---------	---------	-----	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。1名欠席でございます。

定足数に達しておりますので、よって、本日の議会は成立いたしました。

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） これより令和6年第2回町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長より指名いたします。

4番、桑原猛議員、5番、渡邊昌昭議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、会期の決定をいたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定いたしました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和6年度河津町一般会計補正予算（第7号）について。

令和6年10月24日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

本件につきましては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の執行に伴う費用を専決処分による対応とさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第117号。

専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第10号。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第7号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ806万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億9,319万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月1日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金797万2,000円3項委託金、同額でございます。

19款繰越金9万7,000円1項繰越金、同額でございます。

歳入合計806万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費、806万9,000円4項選挙費、同額でございます。

歳出合計806万9,000円。

次の3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金 3 項委託金 1 目総務費委託金797万2,000円 2 節選挙費委託金797万2,000円。
衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の委託金でございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 9 万7,000円 1 節繰越金 9 万7,000円。繰越金でございます。
こちらにあっては、選挙に伴う備品購入費の 9 分の 4 が町負担となることから繰越金を
充当させてもらうものでございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2 款総務費 4 項選挙費 4 目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費806万9,000
円 1 節報酬160万7,000円、 3 節職員手当等326万3,000円、 8 節旅費18万9,000円、10節需用
費73万5,000円、11節役務費143万円、12節委託料12万2,000円、13節使用料及び賃借料28万
5,000円、15節原材料費21万8,000円、17節備品購入費22万円。

次のページをお願いいたします。

計806万9,000円。これらの費用につきましては、先ほどから申しておりますとおり、衆議
院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う費用のものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様でございます。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会
計補正予算（第7号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、議案第66号 河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第66号 河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年10月24日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第66号 河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

長野地区防災拠点施設の竣工に伴い、河津町コミュニティ防災センター等の1つの施設として、当該施設を追加するためのものでございます。

それに伴い、文言の訂正、施設の追加等を行わせていただいております。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例（平成9年河津町条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「防災センター」の次に「等」を加える。

第1条中「防災センター」の次に「等」を加え、「設備」を「設置」に改める。

第2条の見出し中「設備」を「設置」に改め、同条の表以外の部分中「コミュニティ防災センター」の次に「等」を加え、同条中「「防災センター」」を「「施設」」に改め、同条の表に次のように加える。

長野地区防災拠点施設。河津町見高1261番地の3。

第3条中「防災センター」を「施設」に改める。

第4条中「一に」を「いずれかに」、「防災センター」を「施設」に改める。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」改める。

第6条中「防災センター」を「施設」に改める。

第7条中「の各号」を削り、同条各号中「防災センター」を「施設」に改める。

第8条第1項及び第10条中「防災センター」を「施設」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

定例会資料1ページ、2ページに新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） すみません、5番渡邊です。

内容についてじゃないんですけれども、ついてかどうか分からないんですけれども、長野地区防災拠点施設ということで、防災センターという名前にするということで解釈してよろしいでしょうか。

下佐ヶ野のが、コミュニティ防災センターという形になっているんですけれども、こちらについては施設というふうに名称をするんでしょうか。

その辺についてちょっと確認したいなと思って質疑させていただきました。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） もともとコミュニティ防災センターといったことの中で、谷津の

コミュニティ防災センターとか、それから、下佐ヶ野コミュニティ防災センターという施設があります。

それに追加をして、長野地区の防災拠点施設といったものを追加させていただくといったのが今回でございます。

条例の中で施設に替えたりとかというのは、全部を総称して言うときに施設というだけであり、全体の名称についてはこれまでと変わりなく運用するといったことでございます。

○議長（渡邊 弘君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） ということは、長野については、防災施設という名称でいくんだというところでよろしいでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 今回、新たに名称として加えさせていただくのが、長野地区防災拠点施設といった名称で、今後登録をしていくということでございます。

○5番（渡邊昌昭君） 分かりました。

○議長（渡邊 弘君） ほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑これでなき模様でございます。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第66号 河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 67 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第 5、議案第 67 号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第 67 号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第 67 号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定についてを説明させていただきます。

議案第 67 号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について。

長野地区防災拠点施設の指定管理者を次のように指定する。

公の施設の名称。長野地区防災拠点施設。

指定管理者。所在地、河津町見高 1264 番地の 45。名称、長野区区長島崎武光。

指定期間。令和 6 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日。

令和 6 年 10 月 24 日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由でございますが、長野地区防災拠点施設の完成に伴い、指定管理者を地元地区である長野区とするものでございます。

河津町公の施設に関わる指定管理者の指定の手続に関する条例に基づきまして、河津町指定管理者選定委員会において、今後の事業計画等を審議し、指定が妥当と認めたため、議案を上程するものでございます。

指定管理の管理期間の管理者の指定につきましては、指定管理者選定委員会を 9 月 17 日、10 月 7 日に開催をしております。

指定管理期間の終了日につきましては、他の施設と統一するため、令和 8 年 3 月 31 日としてございます。

これらの内容につきましては、指定管理を受けていただく長野区と合意を得ているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

3 番、大川良樹議員。

○3 番（大川良樹君） 今、課長のほうから、指定期間のお話がありまして、統一のために令和 8 年の 3 月 31 日までということで、その後の期間というのは、よく観光協会とか 3 年とか、例えば、ほかのものは 5 年とかあるんですけれども、その先の部分というのはどういった指定期間になるのでしょうか。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 指定管理期間につきましては、指定管理者選定委員会のほうで、今後定めていくようになると思いますが、通常ですと、公民館等につきましては、一応 5 年間といった形で指定をしていきたいなというふうに考えています。今後の指定管理者選定委員会の中で、そちらのほうは判断をしていただくようになるかと思います。

○議長（渡邊 弘君） ほかがございますか。

2 番、北島正男議員。

○2 番（北島正男君） すみません、確認させてもらっていいですか。

長野地区防災拠点の施設という名称なんだけれども、今までは、防災及び災害時には見高広域地区が利用できて、平常時は公民館としては長野地区が使うというふうに聞いているんだけれども、この名称だと何かちょっと違うような感じがするんだけれども、よろしいんですか。

それから、指定管理者が長野区で 2 つの会議をやって決まったことでいいとは思いますが、基本的には見高のほかの地区、長野じゃない、例えば、見高浜の人たちも、災害時利用するんだけれども、ふだん何もしないまんま、災害時には利用するという形で損は発生しないかどうか、確認です。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 今回の名称でございますが、いろんな議論をしたわけですが、最終的には、先ほど条例でもうたわせてもらったとおり、長野地区の防災拠点施設といった形の名称となっております。防災拠点施設といっている名称で、じゃ長野区が会議とかやったときに使えないかといったことではなく、それは使えるといった形になります。協定書を今

後結びまして、長野区のほうにこういった形で活用していただくといった形の指定をするつもりであります。

それから、長野区以外の他地区の方が利用できるかといったことのご質問でございますが、そういったことに関しても、協定書の中にそちらの受入れとかそういったこともうたっておりますので、そういった中での対応といった形でそちらも利用できるといった形になろうかというふうに思っております。

ただ条例的には、先ほどのとおり、そこまでの細かい内容といったものはうたいが特にないものですから、細かい内容等につきましては、今後の指定管理者等、協定、それから各地区等の覚え書き等、そちらのほうで対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 了解しました。

施設の名称って非常に大事だから、これ、長野地区防災拠点施設という名前、僕もそれでいいとは思いますが、本来なら見高地域とかそういう感じになったんじゃないかと思って質問しました。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） よろしいですか。

ほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様でございます。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号 長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第 6、議案第 68 号 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第 68 号 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 8 号）。

令和 6 年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 883 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 202 万 1,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 24 日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第 68 号 令和 6 年度河津町一般会計補正予算（第 8 号）を説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

今回の補正では、TOUKAI-0 総合支援事業費補助金を活用した、わが家の専門家診断利用者の増加に伴うもの、また、文化の家の図書館の雨漏りを修繕するための費用を計上させていただいているものでございます。

次のページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金141万5,000円 2 項国庫補助金、同額でございます。

15款県支出金106万1,000円 2 項県補助金、同額でございます。

19款繰越金635万5,000円 1 項繰越金、同額でございます。

歳入合計883万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

7 款土木費283万1,000円 5 項住宅費、同額でございます。

9 款教育費600万円 5 項社会教育費、同額でございます。

歳出合計883万1,000円。

次の3 ページ、4 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括は省略をさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。

事項別明細書、2 歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目土木費国庫補助金141万5,000円 2 節住宅費国庫補助金141万5,000円。

15款県支出金 2 項県補助金 6 目土木費県補助金106万1,000円 3 節TOUKAI-0 総合支援事業費補助金106万1,000円。これら国庫支出金、県の支出金につきましては、わが家の耐震診断に伴う国庫、県費の補助金でございます。国庫が事業費の8分の4、県費が事業費の8分の3の補助率となります。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金635万5,000円 1 節繰越金635万5,000円。繰越金でございます。今回の補正財源でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

7 款土木費 5 項住宅費 1 目建築物等耐震化促進費283万1,000円12節委託料283万1,000円。わが家の専門家診断委託料でございます。こちらにつきましては、当初予算で10棟を予定しておりましたが、申込数が70棟ということで、増加したことに伴い、今回補正をさせていた

だくものでございます。

9 款教育費 5 項社会教育費 3 目図書館費600万円10節需用費600万円。施設修繕料でございます。文化の家の雨漏りの修繕を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邊 弘君） よろしいでしょうか。

質疑なき模様でございます。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第68号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（渡邊 弘君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第2回河津町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前 1 0 時 3 0 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覧

議案等審議結果一覧

令和6年第2回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第9号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度河津町一般会計補正予算 (第7号))	6. 10. 24	承認
議案第66号	河津町コミュニティ防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第67号	長野地区防災拠点施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案第68号	令和6年度河津町一般会計補正予算 (第8号)	〃	〃